

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	笛吹市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/shisei/info.php?id=1608

執行機関名 笛吹市長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	笛吹市第2子以降3歳未満児保育料無料化実施要綱による保育料の無料化に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第5の項 笛吹市第2子以降3歳未満児保育料無料化実施要綱による保育料の無料化に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	笛吹市第2子以降3歳未満児保育料無料化実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、仕事と子育ての両立を保育の分野から支援し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3歳未満児について、笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年笛吹市条例第16号)に定める利用者負担額等(以下「保育料」という。)を無料化することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		笛吹市第2子以降3歳未満児保育料無料化実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	笛吹市第2子以降3歳未満児保育料無料化実施要綱第5条
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	笛吹市第2子以降3歳未満児保育料無料化実施要綱第5条の規定による保育料無料化に係る支給認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号ロ	笛吹市第2子以降3歳未満児保育料無料化実施要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--